

関東チェアスキー協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は関東チェアスキー協会と称する。(以下協会とする。)

(事務所)

第 2 条 協会は事務局を置く。(詳細等、非掲載)

第 2 章 目的・事業

(目 的)

第 3 条 協会は身体障害者のスポーツとしてチェアスキーを普及することを目的とし、これを通して身体障害者の生活圏、行動圏を拡大していくことをめざす。

(事 業)

第 4 条 協会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) チェアスキーの振興、普及に関すること。
- (2) その他、協会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 正会員

- (1) 正会員は協会の趣旨に賛同する個人とする。
- (2) 正会員はプレーヤーズ会員A(チェアスキーヤー)とスタッフ会員Bとし、日本チェアスキー協会登録者で構成する。
- (3) 正会員のうちプレーヤーズ会員Aは日本障害者スキー連盟(SAJD)の競技者登録をする権利を有する。

2 クラブ会員

- (1) クラブ会員は協会の趣旨に賛同し、協会のみに登録した個人とする。プレーヤーズ会員A(チェアスキーヤー)とスタッフ会員Aは日本チェアスキー協会登録者で構成する。
- (2) クラブ会員はプレーヤーズ会員B(チェアスキーヤー)とスタッフ会員Bとする。

3 後援会員

後援会員は協会の趣旨に賛同し、財政的援助をする団体および個人とする。

4 特別会員

- (1) 協会は特別会員を置くことができる。
- (2) 特別会員は役員の推薦により総会にて決定する。

(会 費)

第 6 条 会員は総会にて定める年会費を納入しなければならない。

KCSAクラブ会費

| | | |
|--------|-----------|--------|
| ①正会員 | プレーヤーズ会員A | 3,000円 |
| | スタッフ会員A | 3,000円 |
| ②クラブ会員 | プレーヤーズ会員B | 5,000円 |
| | スタッフ会員B | 5,000円 |

(入会)

第7条 入会申込書を受理し、入会金、年会費の納入が確認されたとき、あるいはクラブ会員名簿が提出されたとき入会とする。

(退会)

第8条 次の場合は退会とする。

- (1) 会員からの申し出のあったとき。
- (2) 協会に著しい損害を与えたとき。
- (3) 年会費を3会計年度分滞納したとき。

第4章 役員・役員会

(総会)

第9条 協会は最高議決機関として役員会を置く。

2 役員会はつぎの事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項。
- (2) 事業報告および決算に関する事項。
- (3) 会長の選出、事務局長および監査役の委嘱。
- (4) 専門部の設置および専門部長の選出。
- (5) 規約の改正。
- (6) その他必要な事項。

3 役員会は代表と部長で構成し、代表が招集する。

- (1) 役員会は年1回定例で開催する。
- (2) 前項にかかわらず、代表が必要と認めたとき、または部長の3分の1以上の要求があったとき。
- (3) 役員会の議長は代表が行う。

4 役員会は部長の半数以上の出席により成立する。委任状は出席として認めない。

5 役員会の議決は多数決によるものとし、賛否同数のときは議長が決定する。

(部長)

第10条 協会は各部長を3名程度置く。

2 理事は会員の中から会員の選挙により選出する。

3 部長の任期は4年とする。

(代表)

第11条 協会は代表を1名置く。

2 役員会において各部長の中から選出する

3 代表の任期は4年とする。

(副代表)

第 12 条 協会は副代表を 1 名置く。

- 2 副代表は部長の中から代表が指名し役員会の承認を得る。
- 3 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは職務を代行する。

(事務局長及び専門部長)

第 13 条 事務局長および専門部長は次の業務を行う。

- (1) 事務局長は協会の業務を統括し代表を補佐する。
- (2) 専門部長は専門部の業務を統括する。

(監査役)

第 14 条 協会は監査役を 1 名置く。

- 2 監査役は協会の事業、会計、選挙を監査し、役員会に報告する。

(運営委員会)

第 15 条 協会は執行機関として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会はずぎの業務を執行する。
 - (1) 事業計画の立案および予算の執行。
 - (2) 事業の執行に必要な委員会の設置、運営。
 - (3) 選挙の管理運営。
 - (4) その他、必要な業務の執行。

(運営委員)

第 16 条 協会は運営委員としてづぎの者を置く。

- (1) 代表 1 名。
 - (2) 副代表 1 名。
 - (3) 事業部長 1 名。
 - (4) 専門部長 若干名。
 - (5) 事務局員 若干名。
- 2 その他必要な運営委員は代表が任命する。
 - 3 運営委員の任期は 4 年とする。

(顧問・諮問委員)

第 17 条 協会に顧問および諮問委員を置くことができる。

- 2 顧問および諮問委員は代表が委嘱する。
- 3 顧問および諮問委員は会務について代表の諮問に応え、また助言する。
- 4 顧問および諮問委員は代表の依頼により役員会に出席し必要な意見を述べることができるが、議決権は持たない。

(名誉会長)

第 18 条 協会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は代表の推薦により役員会にて決定する。

(選挙)

第 19 条 選挙は正会員の投票でおこなう。

- 2 理事の選挙に関する管理運営は運営委員会でおこなう。
- 3 その他の選挙規定は別に定める。

(役員のリコール)

- 第 20 条 会員の3分の1以上の要求があったときは、リコール選挙を投票でおこなう。
- 2 リコールの成立は選挙規定に定める。

第 5 章 会 計

(会 計)

- 第 21 条 協会の財政には、会費、補助金、寄付金およびその他の収入をあてる。
- 2 協会の会計年度は7月1日に始まり、6月30日に終わる。

第 6 章 支 部

(支 部)

- 第 22 条 協会は各地方組織として支部を置くことができる。
- 2 支部は担当役員としてつぎの者を置く。
 - (1) 代表 1名。
 - (2) 事務局 1名。
 - (3) 会計 1名。
 - 3 その他必要な支部役員は代表が任命する。
 - 4 支部役員の任期は4年とする。

付 則

- 1 この会則は2010年 7月 1日から施行する。
- 2 この会則は2010年 8月 1日から施行する。
- 3 この会則は2010年12月1日から施行する。
- 4 この会則は2011年 7月 1日から施行する。